「在宅介護患者相互補助支援機構(以下「相互支援機構」と称する。)」及び「リバースモーゲージ円滑運営基金(以下「運営基金」と称する。)」存立基本法骨子

## 1、目的

「相互支援機構」及び「運営基金」の設立の基盤となる法律であること。いわば、相互 支援機構基本法による、特別目的会社及び基金である位置づけとなる。

### 2、設立発起人

原則NPO○○マンション交流会及び複数の交流会の理事とする。

### 3、名称

「「相互支援機構基本法」による「SPC○○地区相互支援機構」及び「○○地区リバースモーゲージ円滑運営基金」」と称する。

### 4、代表及び理事

原則発起人が所属する交流会から選出する。但し特別の専門を必要とする場合はこの限りでない。

## 5、業務

- (ア) リバースモーゲージ契約とオプションで「相互支援機構」と契約をした高齢者が 死亡した時には、「相互支援機構」は高齢者の自宅マンションの寄付を受ける。
- (イ)「相互支援機構」はリニューアル後市場売却。
- (ウ)「運営基金」は金融機関の出資金、売却利益及び運用益で給付金の原資として、「相 互支援機構」を通じて、担保切れを起こしている高齢者の給付金を支払う。また リバースモーゲージの金利に対して、利子補給することもできる。
- (エ) リニューアル後市場売却は委託して行うものとする。

# 6、特典

- (ア)「相互支援機構」は寄付を受けた自宅マンションを市場売却時、譲渡税等の課税 は免除。
- (イ)「運営基金」は広く、一般からの寄付金を受けることが可能で、課税等の免除を 受ける。

### 7、マンションの維持管理の特則

寄付を受ける自宅マンションは事前に「東京都優良マンション登録表示制度(以下「登録表示制度」と称する)による表示を受けたマンションであること。またマンション管理については、「登録表示制度の賛助会員管理会社」の管理を条件とする。

### 8、金融機関の責務

金融機関はリバースモーゲージ金融商品を扱う時には、「運営基金」に出資しなければならない。リバースモーゲージ金融商品に「運営基金出資済み」と表示しなければならない。

### 9、NPO○○交流会の役割

発足母体として、制度の普及、改善に努め、機構等の運営を監督する。